

○障がい学生支援委員会規程

〔令和4年12月22日〕
制 定

(設置・目的)

第1条 駒澤大学教学運営会議規程第3条第3号エに規定する事項及び駒澤大学障がい学生支援規程第6条に基づき、障がい学生の支援全般に関する事項を審議するため、障がい学生支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成・任期)

第2条 委員会は、次の各号の委員で構成する。

- (1) 学生支援担当副学長
 - (2) 各学部長等及び法曹養成研究科長
 - (3) 学生支援センター所長、教務部長、図書館長、入学センター所長、国際センター所長、総合情報センター所長及び保健管理センター所長
 - (4) 総務部長、管財部長及びキャリアセンター部長
 - (5) 障がい学生支援コーディネーター 若干人
- 2 前項第1号から第4号に規定する委員の任期は、当該役職在任期間中とする。
- 3 第1項第5号に規定する委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、支援を希望する学生の所属する学科の学科主任及び専攻の専攻主任の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員会には必要に応じて、関係教職員の出席を求めることができる。
- 6 委員会に幹事を置き、学生支援センター事務部長、学生支援相談課長をもってこれに充てる。

(委員長・副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は学生支援担当副学長とし、副委員長は学生支援センター所長とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開催できない。ただし、委員長に委任状を提出することにより出席にかえることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員の4分の1以上が、理由を付した文書により委員会の開催を求めたときは、委員会を開催しなければならない。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長が検討を指示した事項
 - (2) 障がい学生に関する情報の収集と支援に関する体制整備
 - (3) 障がい学生に対する修学支援等の実施計画
 - (4) 障がい学生の学生生活支援
 - (5) 障がい学生の就職支援
 - (6) 障がい学生の支援に必要な事業計画及び予算(案)に関する事項
 - (7) その他障がい学生の支援に必要と認める事項
- 2 前項に定める事項についての決議は、学長に報告しなければならない。

(報告事項)

第6条 委員会において、次の各号に掲げる事項を報告する。

- (1) 障がい学生支援に関する中期事業計画の進捗状況及び事業報告
 - (2) その他障がい学生支援に関する必要事項
- 2 前項第1項に定める事項は、駒澤大学教学運営会議に報告しなければならない。

(研究会及び研修会)

第7条 委員会は、障がいに関する医学的、心理学的、社会学的、教育学的知識を総合的に取り入れるための研究会及び研修会の機会を設けることができる。

(ワーキンググループの設置)

第8条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを設けることができる。

- 2 ワーキンググループの構成員の選任は委員会が行う。

(事務所管)

第9条 委員会の事務所管は、学生支援センターとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。